

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The globalization and governmental guidelines of high school study on commercial curriculum

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 嘉孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/509

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学習指導要領における商業教育の 変遷とグローバル化

中 村 嘉 孝

I. はじめに

新しい教育基本法¹が2006年12月15日に参議院にて可決・成立し、これを受けて関連する教育関係の主要法令が改正・整備されつつある。一般に教育基本法は教育理念を規定し、学校教育法ではそれら理念を具体的文章として幼・小・中・高・大・高専等の各種学校における目的・目標を定め、学習指導要領では、それら目的・目標を達成するために、各教科の構成及び内容を具体的に規定する、という性質をもつ²。

文部科学省は2008年7月に幼稚園教育、小学校学習指導および中学校学習指導の各要領解説を既に同省ウェブサイト³で公表しており、高等学校のそれもまもなく公表される。脱稿時（2008年9月）では本稿の対象とする教育基本法の改正を受けた高等学校学習指導要領は公表されていないが、その内容

1 平成18年法律第120号。旧法が1947年3月に制定されて以来、約60年ぶりの全面的かつ初めての改正である。新教育基本法第4章第18条「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない」とあり、いわゆる教育3法（学校教育法等の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法および教育公務員特例法の一部を改正する法律）の改正が既に平成19年6月に成立している。教育基本法の逐条解説・制定経緯・新旧比較等詳細については、田中壮一郎監修・教育基本法研究会編著『逐条解説改正教育基本法』（第一法規、2007年）参照。

2 学習指導要領は、教育課程を編成するための国の基準であるため、学校教育法の委任により（第88条）、文部科学省令である学校教育法施行規則が定められ、それを受けて学習指導要領が告示される（石井榮一他編著『現代商業教育論』34頁（税務経理協会、1991年））。また学校教育法第43条[学科と教科]では、「高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。」と規定されている。

3 小学校および中学校については、既に紙ベースのものも刊行されている。

は中央教育審議会が2008年1月17日提出の答申（以下「中教審1月答申」とする）と骨子は同じと推測されるため、中教審1月答申の高等学校の項目を検討対象として考察する。

本稿では、高等学校商業教育の科目等の変遷につき、明治初期の商業教育制度の構築段階から、最新の中教審1月答申まで、そのカリキュラムおよび科目名称・内容の変遷につき、グローバル化という観点から考察する。具体的には、第2章において、明治維新後の学制発布以来、商業教育の制度的構築について、当時の社会情勢を踏まえながらその教育理念やカリキュラム、また科目名称の変遷を辿りながら、第二次世界大戦の終結頃までを考察する。第3章においては、近年の急速なグローバル化の進展により影響を受けやすい「国際経済」科目を中心に、戦後の昭和25年の学習指導要領から現行のもの、さらに中教審1月答申までの全8回分の学習指導要領の内容および変遷について商業教育全般をその教育課程を中心に、グローバル化という観点から考察する。本稿の結論として、簡潔には次の通りである。

近年におけるグローバル化の急展開は、⁴ 従来の物品の輸出入を中心とする貿易取引から、サービス取引および資本取引が急激に拡大していることが背景にある。また同時にコンピュータ技術、およびそのネットワーク網の急展開というビジネス環境が高度に整備されることにより、常時国内・国際問わず真にグローバルな商業活動が可能となる環境が整備されつつある。ビジネス環境のグローバル化という現実を前提として、そうした環境に順応できる能力を習得できるよう、商業教育においても高等学校学習指導要領平成11年改訂以来、「情報」や「英語コミュニケーション」が重視されはじめた。その方向性自体は、社会環境やビジネスの実情を的確に把握し対応したものであるが、その具体的方法である学習指導要領の科目名称およびその指導内容・指針については若干危惧の念を持たざるを得ない。専門高校での商業教育に

4 本稿における「グローバル化」という文言が意味する対象は、一般には各国の政策金利、財政・経済政策、外国為替等の経済学的関連事項まで含む解釈が可能であるため、主として物品、サービス、資本取引の三点に限定する。

おけるカリキュラムという観点から、専門技術・技能の基礎を訓練することがその基本であり、⁵ 実務専門家としての基礎的知識・技術・技能の育成が主眼である。国際経済関連の科目を重視するとはいえ、中教審1月答申では、大学商学部・経営学部の縮小版的内容であるように映る。教育基本法の生涯学習、⁶ 学習指導要領等にある高大連携の趣旨⁷からすると、筆者は専門高校としての商業カリキュラムはあくまで実用的かつ自己完結的内容であることが好ましい、と考える。そのため「国際経済」科目においては相対的に低下しつつある状況であるが、日本は商品売買を中心とする貿易取引が主流であり、金額ベースにおいても戦後ほぼ一貫して伸びており、⁸ 根本的に海洋国家としての貿易立国であるという現実を鑑みると、商品の輸出入である貿易実務科目が基礎となり、それに付随するサービス取引が拡大していると考えている。グローバル化が急速に進展する現状では、基礎知識・技術・技能の定着を徹底的に図るためにも、国際経済科目の中核的科目として「貿易取引」と「商業英語」科目の重要性を再度認識し指摘していきたい。

Ⅱ. 近代における商業教育

1. 日本における商業教育の創設

明治維新による幕藩体制の解消により、交通、身分制度、住居等が大幅に自由化された。外国貿易についても輸出制限を廃止し自由化に向け、商業活動の振興を目的に、貿易商社、銀行などの近代的商業制度の構築が目指され

5 現行『高等学校学習指導要領解説総則編』110-111頁（文部科学省、2007年12月）「専門教育に関する各教科・科目の改善」では、「…専門性の基礎的・基本的な知識や技術の確実な習得を図る観点から…」とある。

6 教育基本法第3条（生涯学習の理念）；中教審1月答申147-148頁。

7 中央教育審議会『中教審1月答申』147-148頁。

8 財務省貿易統計（<http://www.customs.go.jp/oukei/info/index/htm>）によると、1950年は輸出2,980億円・輸入3,481億円であったが、1969年に貿易黒字に転じ、2007年では輸出84兆円・輸入73兆円とインフレ率を勘案してもほぼ一貫して増加している。その他貿易等の統計については、日本貿易振興会編『ジェットロ貿易投資白書』（各年度版9月）・日本貿易会編『日本貿易の現状』（毎年度版3月）参照。

た。⁹ 政府の殖産興業政策において、商業資本を資本主義経済における産業資本へと発展させるため、貿易業、輸出業、製糸業、鉱山業、汽船・鉄道等の交通業、銀行業の各産業を積極的に興した。¹⁰ その当時政府は特に、貿易上の権益を外国人商人が独占しており、明治7年（1874年）における輸出入の99%、明治10年（1877年）においても90%弱を外国人商人が従来の貿易慣習に基づき商取引が行われていたことを懸念していた。¹¹ そうした状況から日本にとってこうした不利な商慣習を改善し、貿易取引の慣習に通暁する人材の育成を通して関連する権益を確保する必要性が高く、急務であった。¹²

近代的な学校制度が法令上最初に位置づけられたのは、学制（明治5年・1872年8月）であり、同制第36章には商業学校に関する制度内容が規定されたが、諸般の事情によりこれに基づく商業学校は設立されなかった。¹³ ただし文部省は商業教育を重視しており、学制発布の4か月前に太政官にその重要性について上申書を提出している。¹⁴ その文面からも、近代国家として殖産振

9 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 9 産業教育（1）』337頁（国立教育研究所、1973年）。

10 小見山隆行「我が国の商業教育の変遷と商業道德の考察」商学研究第47巻第1・2号52頁（愛知学院大学、2006年12月）。

11 同書；国立教育研究所編、前掲注9、338頁。

12 明治初期に刊行された商業出版物の詳細については、三好信浩『日本商業教育成立史の研究—日本商業の近代化と教育—』第3章第2節269-336頁（風間書房、1985年）参照。ここでは特徴として、商業に関する刊行件数が工業や農業よりも圧倒的に多いこと、明治期の著名な啓蒙家・洋学者が執筆していること、英米の自由主義経済の原書の訳本が多いこと等があるという（同書）。当時一流の人物が産業・商業教育の振興に積極的に関与した事実は、世界的情勢を踏まえた上での危機感から生じたものである。

13 石井榮一他編著、前掲注2、8頁。学制第36章（ママ）「商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教コ海内繁盛ノ地ニ就テ教所ヲ処ク」文部省『学制百年史（記述編、資料編共）』15頁（帝国地方行政学会、1972年）。翌明治6年学制追加2編を発布して専門学校制度を定めたが、普通教育の施設、教員養成を優先したためだという（尾形裕康『日本教育通史』188頁（早稲田大学出版会、1963年））。この当時「学制」により初等教育制度を構築する試行錯誤段階であり、職業教育に対しては財政的に不十分であった、という（国立教育研究所編、前掲注9、33頁）。端的にいえば、商業教育の振興を目指した文部省に、大蔵省が十分な予算措置を講じえなかった、といえるだろう（三好信浩、前掲注12、410-413頁）。

14 「外国交際ノ事月ニ盛ニ、通商交易ノ道日ニ進ミ、随テ万物万貨ノ運動広大流布、然ルニ我民昔日ノ運動ヲ知テ今日ノ活動ヲ不知、其交易ヲ為ス利ヲ求ルニ汲々クリト雖モ、遂ニ外国人ト并立スル不能。畢竟學術ノ以テ万貨運動ノ道理ヲ不可知ニヨル。依之、商人子弟ノ有志者ヲ募リ生徒トシ、外国人ヲ以テ教師トシ、商法学校ヲ講シ」（「商法学校興立ノ儀伺」『公文録文部省之部』明治5年）。明治初期は商業教育に対する理解が乏しかったため、政府の支援により実現するのは、工業、農業の学校よりも大幅に遅れることになった（三好信浩『渋沢栄一と日本商業教育発達史 - 産業教育人物史研究III - 』247頁（風間書房、2001年））。

興の中核となる商工業の人材育成を急務とした方針が感じられる。具体的に近代商業教育の機関としては、幕末期の福沢諭吉による慶応義塾、明治7年の大蔵省の銀行学局、明治8年の森有礼の商法講習所、明治11年神戸商業講習所、同年三菱商業学校、明治13年大阪商法講習所等があるが¹⁵、一般に我国における最初の近代的商業学校は、商法講習所（現・一橋大学）とされる。¹⁶

2. 商法講習所の科目

文相の森有礼がアメリカ留学において、その商業教育の充実に啓発されたことを発端に、私費により設立され、当初はアメリカ人を校長に迎え、その他の教員も外国人を多数雇い入れたことがその始まりである。そのため財政的基盤が脆弱であった、という。¹⁷カリキュラムはアメリカのビジネス・カレッジの教科目が参考にされ、実際アメリカのテキストを用い英語で行われ、実習の割合も高かった。当初は試行錯誤の段階であったが、明治12年7月に正規の学則が体系化された。¹⁸講理科目は次の通り。

「英文習字、英作文、英会話、英訳文、英文商用文章、商業簿記法、商用簿記初歩、簿記カード、簿記学輪講、商業算術所、商律、経済書、到富学講義、商業歴史・商業地理書、電信暗号、商業関係ノ諸務」

実践科の内容は次の通り。¹⁹

「銀行、保険会社、請売問屋、郵便局、郵船会社、小売店、問屋、製造所、税関、外国支店」

15 国立教育研究所編、前掲注9、344頁。

16 三好信浩、前掲注12、367頁。ただ公的商業教育の出発点として、明治7年の大蔵省銀行学局とする説があるが、その内容が簿記伝習所という性格から学校教育の条件を満たしていない、という評価が多い（同書）。森有礼による設立の動機は、明治3年から同6年に駐米公使としての経験から、米国の富強の要因を商工業の振興にあると確信し、帰国後私費をもって創立された。

17 創設期の商業学校はどこも資金面で逼迫しており、特に外国人教師を多数招聘したため、そのコストだけでも膨大であった、という。明治8年に生徒26名教員2名であったが、明治16年にはそれぞれ174名、12名と増加した。

実際に当時の外国人を雇い入れた人数は、大蔵省に次いで文部省は第2位と多い。

18 三好信浩、前掲注12、382頁。

19 同書383頁。

3. アメリカの商業教育

学校教育制度におけるビジネス教育の発端は、グラマースクールやアカデミーが卒業後の実生活に備えて実用科目を導入し始めたこととされる。²⁰ アメリカで最も古いものは1828年設置のセントルイス大学商業学科であり、商業学校の設定は南北戦争が終了する1865年前後に集中しており、この時期に実践的な商業教育への需要の高まりに呼応したものである、という。²¹ 標準的な商業科目は次の通り。²²

「簿記法、ペン習字、商業英語・通信文、商法、銀行論、経済学、高等数学、電信術、速記術、生命保険論、測量術」

またイリノイ州第211学区の1985年の商業科目は、次の通り。²³

「ビジネス入門、タイピング、ビジネス探求、情報処理入門、応用ビジネス情報、コンピュータ教育、マーケティング、流通教育、文書管理、メモ、速記、経営管理、会計学、ビジネス法、ビジネス・コミュニケーション、事務教育、事務実務」

これら科目は、当時の日本の科目と類似しており、大きな差異は見られない。日本独自の科目としては、「商業デザイン」、「国際経済」、「経営情報」等があげられる。

近年のアメリカの総合制高等学校では、高度な技術革新、世界経済の進展・グローバル化により企業組織も変化しつつあり、従来の単純な事務職と中間管理職は大幅削減の傾向にあるため、コンピュータ教育やコミュニケーション手段の中心に新たな技術が導入されつつある。そうした時代の変化に対応するよう、従来の卒業後即戦力となる実務的な技術・技能を教育する「ビジ

20 同書372頁。

21 同書378頁。

22 同書380頁。

23 雲英道夫『テキストブック商業科教育法』12-13頁（多賀出版、1993年）。原文は次の通り。
“Introduction to Business, Typing, Business Explorations, Introduction to Computers and Data Processing, Business Computer Applications, Consumer Education, Marketing, Distributive Education, Recordkeeping, Note hand, Shorthand, Business Management, Accounting, Business Law, Business Communications, Office Education, Office Practice”.

ネスのための教育」から、一般教育としてのビジネスリテラシー育成という観点からの「ビジネスについての教育」へと徐々に移行しつつある、という。²⁴ そのための全国（米）の教育基準として、ビジネス教育のための全国基準（National Standards for Business Education）が全米ビジネス教育連盟（National Business Education Association; NBEA）から公表されている。²⁵ そこでは、卒業者の全員が実社会という経済システムに参加するため、その基本ルールを認識する必要がある、またビジネス教育を通じ、「計算、コミュニケーション、意志決定、問題解決の重要性を認識し、同時にその技能を」習得するという。²⁶ それらは、国際ビジネス、量、技術、コミュニケーション、人間関係、の五つに分類され、具体的科目としては、次のものがある。²⁷

「会計、ビジネス法、キャリア発達、コミュニケーション、計算、経済と個人の財務、起業、情報システム、国際ビジネス、ビジネス機能の相互関連性、マーケティング、経営」。

また現在のアメリカにおける商業教育の標準的科目は、全米商業教育学会（National Business Education Association; NBEA）の基幹カリキュラムによると、次の通り。²⁸

「会計、ビジネス法、キャリア開発、コミュニケーション、計算、経済と家計、起業、情報技術、国際ビジネス、経営管理、マーケティング」

特徴的な科目としては、キャリア開発、起業があり、前者は我が国の学校教育法においても、生涯学習の重要性が大きくなりつつあることとほぼ同様

24 堀内達雄・佐々木英一・伊藤一雄編『新版 専門高校の国際比較―日欧米の職業教育』81頁（法律文化社、2006年）。

25 National Business Education Association, *National Standards for Business Education* 1-6 (1995).

26 堀内達雄・佐々木英一・伊藤一雄編、前掲注24、81頁。

27 同書82頁。

28 全米ビジネス教育学会のウェブサイトによる。<http://www.nbea.org/curriculum.html/> 原文は次の通り。“Accounting, Business Law, Carrier Development, Communication, Computation, Economics & Personal Finance, Entrepreneurship, Information Technology, International Business, Management, Marketing”。

であり、後者については、イリノイ州の科目でいうと「ビジネス探求」に相当し起業を奨励するアメリカらしい科目である。

また参考までに、フランスにおける商業教育の教育課程表では、²⁹ 必須の専門科目として「経済・法律」、「管理・情報学」、「コミュニケーション・組織」、「会計・管理」、「情報学・管理」「経営コミュニケーション・行動」、「商業コミュニケーション・行動」とされ、ここ15年程度の間情報機器利用を含む技術的教科（時間数）が25%も削減され、商業教育が専門教育としてではなく、一般教養的科目となる傾向にある。

以上から、先進国では近年、従来の商業教科を深化させた各科目を自己完結させ、必要最小限の知識・技術を教育する方法から、商業教科の基礎を一般教科として幅広く普通科の生徒にも提供する傾向にある、といえるだろう。

4. 神戸商業講習所

明治8年の商法講習所に刺激され、明治12年に開所した。その教科科目の内容は次の通り。³⁰

「第1科—地理学，理学，機械学，電信機大意，経済論，銀行論，海陸運輸規則，郵便規則，天然物産学，諸製造ノ事，結社歴史，商売円各論，商法律等

第2科—商法必用算術，本式略式帳合法，書状認方，折方，封印仕方，諸証書式，諸手形式，約束書式，荷物運送状認方等その他総て商業に関する事

第3科—実地上の処分に擬す…（省略）」

商法講習所と比較し、教科書は日本のものを用い、日本語で各地域の実情に応じた教育が行われた。

法制上および實際上、中等教育段階における商業教育は明治17年の「商業学校通則」からであるとされ、これが今日の体系的な商業学校教育の嚆矢と

²⁹ 1993年9月。1997年7月付省令による（堀内達夫・佐々木英一・伊藤一雄編，前掲注24，74-77頁。

³⁰ 三好信浩，前掲注12，390頁。

される。³¹その後、明治32年に同通則が廃止され、新たに実業学校令に基づく商業学校規程が公布された。³²

5. 明治32（1899）年実業学校令

実業学校令が制定される以前に職業教育は、主として小学校および中学校の付属課程として行われており、その統一規定が欠けていたため様々な形態で行われていた。そしてこの時期には紡績産業が自立産業として発展したため、井上毅文相の実業教育振興の政策と日清戦争後の経済的発展が契機となり、実学校令が公布された。³³ここでは①各種類の職業教育に共通する事項、②実業学校の設置に関する事項、③就業年限、学科、学科目およびその程度、³⁴に関し包括的に規定され、初めて中等職業教育制度が成立したといえる。³⁴具体的には、これにより小学校、中学校、高等女学校での職業教育が実業学校で一括して行われ、前者は普通教育、実業学校は職業教育、となった。³⁵学科目は次の通り。³⁶

甲種商業学校（年齢14歳以上）	乙種商業学校（年齢10歳以上）
修身、読書、習字、作文、数学、地理、歴史、外国語、経済、法規、簿記、商品、商事事項、商業実践、体操	修身、読書、習字、作文、数学、地理、簿記、商事事項、体操

例えば、甲種の石川県立金沢商業学校創立時の学科課程表（明治33年）は次の通り。³⁷

31 石井榮一他編著、前掲注2、9頁。

32 同書。同規程（抄）は文部省、注13、191-195頁参照。

33 梁忠銘『近代日本職業教育の形成と展開』119-120頁（多賀出版、1999年）。

34 同書120頁。

35 同書。またこれを境に、それまでの「商人教育」から「商業教育」への転換といえる（小見山隆行、前掲注10、54頁）。

36 国立教育研究所、前掲注9、460頁。甲種は商店主、乙種は商店員の育成を想定したものであった。

37 石井榮一他編著、前掲注2、10頁。原典は、『金商七十年史』による。

- ・修身—商業道德(1)
- ・作文—商業通信及び記事(2), 商業通信及び論説(3), 商業契約論説(1)
- ・地理および歴史—内国商業地理(2), 外国商業地理(2), 内外商業歴史(2)
- ・経済—経済大意(1), 通論(2), 各論(2),
- ・数学—珠算・四則応用(2)
- ・法規—法学通論民法大意(2), 商法(2)
- ・簿記—原理各種商業(3), 銀行・工業・官庁(3), 英文記帳・帳簿組立帳(3)
- ・商品—内外国産(1), 内外国産鑑定法(1)
- ・英語—日用会話商用会話(4), 文法商用通信(3)
- ・商事要綱—商業通論及各論(5)
- ・商業実践—演習(1), 内外商業(3)

これらを見ると、国際性に富んだ内容であることがわかる。特に外国商業地理と内外国産鑑定法は「貿易実務」、日用会話商用会話と文法商用通信は「商業英語」の源泉に相当すると容易に推測される。

6. 大正・昭和初期の商業教育

第一次世界大戦を契機に、軍需品だけでなく日用品の輸出が急増し経済的に反映し、好景気と自由主義の台頭により進学者が増大した。大学については大正7年に「大学令」が公布され、これにより東京高等商業学校が東京商科大学に昇格された。また大正10年に「新商業学校規程」が公布され、科目は次の通り。

「修身、国語、数学、地理、歴史、理科、外国語、法制、経済、体操並びに商業に関する科目」とし、商業に関する科目は、「商業要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業実践、商業地理、商業史、商業法規、商業英語、タイプライティング、速記等」とされた。

第一次世界大戦の終結とともに不景気となり、輸出貿易の不振、為替相場の低落、大正12年の関東大震災、昭和2年の金融・経済恐慌、昭和4年の世

界恐慌により産業界は大打撃を受けた。³⁸ 外国および国内の政治、外交、経済状況の激変に商業教育制度も翻弄されていた時代といえるであろう。

Ⅲ. 第2次世界大戦後の教育と学習指導要領

本章では、戦後における学習指導要領の変遷を、グローバル化という観点から考察し、その特徴を再度確認していきたい。以下の表1により、現行の平成11年改訂まで7回、さらに現在作成途上にある平成20年改訂分までの全8回を概観し、以下各改訂の特徴や背景・経緯をみていきたい。

表1 商業科必要単位数等の推移³⁹

	卒業必要単位	普通教科単位	商業教科単位	商業科目数	前年比増減
① 昭和25年	85	38	30(外10含)	14	
② 昭和31年	85	39	30(外10含)	20	6
③ 昭和35年	85	44	35(外10含)	20	0
④ 昭和45年	85	42	35(外10含)	36	16
⑤ 昭和53年	80	男29 女31	30(外10含)	18	-18
⑥ 平成元年	80	35	30(外10含)	21	3
⑦ 平成11年	74	31	25(外5含)	17	-4
⑧ 平成20年中 教審1月答申	74	31	25(外5含)	20	3

1. 学習指導要領の変遷

① 昭和25年(試案)⁴⁰

「商業経済、経営、法規、簿記会計、金融、文書実務、珠算及び商業計算、

38 笈川達男『商業教育の歩み現状の課題と展望』31頁(実教出版, 2001年)。

39 各年度の『高等学校学習指導要領解説 商業編』(実教出版); 鈴木健一「高等学校学習指導要領の変遷と背景—商業編 教育課程—」埼玉女子短期大学研究紀要第13号36頁(付表 高等学校学習指導要領の公示および授業時間数等)(2002年3月)等による。ただし平成20年は、中央教育審議会が平成20年1月17日に提出した「中教審1月答申」による。同答申は、『ポイント解説 中教審「学習指導要領の改善」答申』(教育開発研究所, 2008年3月)の資料編、文部科学省ウェブサイトにも全文掲載されている(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)。

40 昭和23年3月の学校教育法による新制高等学校が発足し、新制商業高校の教育課程(昭和23年度教科課程)は実質上すべて占領軍の民間情報教育局(CIE)が主導して行われていた。昭和23年度教科課程を作成したのは工業教育専門のL. Q. Mossであったため、実習重視の内容となった。欠陥や批判が多く、昭和24年6月に文部省に初等中等教育局職業教育課が新設されてからカリキュラム作成の実権を文部省が徐々に取り戻した(笈川達男, 前掲注38, /

統計調査、タイプライティング、速記、商品、商業外国語、貿易実務、商業実践」

ここでは、「商業外国語」と「貿易実務」が設置されている。前者の大多数は「商業英語」であったという。⁴¹

② 昭和31年改訂

時代背景として昭和27年に講和条約が発効し、我が国の独立は回復した。その後国際競争力を強化するため生産設備を増強、重工業中心の産業政策がとられた。日本の生きる道は産業構造の高度化、および国際貿易の振興を目指した。科目内容は次の通り。

「商業一般、経済、経営、商業法規、商業簿記、会計、工業簿記、銀行簿記、文書実務、計算実務、統計調査、和文タイプライティング、英文タイプライティング、速記、商事、商品、商業美術、商業英語、貿易実務、商業実践」

ここでは、旧名称「商業外国語」が「商業英語」へと名称が変更した。貿易取引は英語でなされることが大半である、という実情にあわせて変更したのであろう。「貿易実務」は引き続き存続している。

③ 35年改訂

昭和31年「神武景気」、昭和33年の「なべ底不況」という景気に左右されながらも、昭和35年の貿易・為替自由化計画の大綱決定、技術革新による生産性が向上した。商業教育では急速に普及し始めた事務機器関係の科目が大幅に増加した。科目は次の通り。

「商業一般、経済、経営、商業法規、商業簿記、会計、工業簿記、銀行簿記、文書実務、計算実務、統計実務、和文タイプライティング、英文タイプライティング、速記、商事、商品、商業美術、商業英語、貿易実務、商業実践」ここでも「商業英語」と「貿易実務」はそのまま存続している。

、36-46頁（実教出版、2001年）。ただし初回の学習指導要領の作成当時はCIEの影響力が強かったため、「試案」という形式をとらざるをえなかった。実質上「告示」であり、その後は告示とされた（石井榮一他著、前掲注2、33-34頁）。

41 笈川達男、前掲注38、46頁。

④ 昭和45年改訂

「商業一般，経済，経営，商業法規，簿記会計Ⅰ，簿記会計Ⅱ，簿記会計Ⅲ，工業簿記，銀行簿記，税務会計，機械簿記，事務，事務機械，事務管理，計算実務，統計実務，経営数学，電子計算機一般，プログラミングⅠ，プログラミングⅡ，和文タイプライティング，英文タイプライティング，速記，商事，商品，市場調査，広告，商業美術，商業英語，商業英会話，経理実践，秘書実務，事務実践，売買実務，貿易実務，商業実践」

ここでは，商業英語が「商業英語」と「商業英会話」に分かれ，貿易実務はそのまま存続している。

⑤ 昭和53年改訂

「商業経済Ⅰ，商業経済Ⅱ，商業法規，簿記会計Ⅰ，簿記会計Ⅱ，工業簿記，税務会計，文書事務，計算事務，経営数学，情報処理Ⅰ，情報処理Ⅱ，タイプライティング，マーケティング，商品，商業デザイン，貿易英語，総合実践」

ここでは，商業英語が新たに「貿易英語」と名称が変更され，貿易実務は，「総合実践」に統合されている。この「総合実践」は，従来の六つの科目（経理実践，秘書実務，事務実践，売買実務，貿易実務，商業実践）を統合した科目である。④45年改訂では科目数が従来の約2倍へ増加したため，その改訂として関連科目の統合は適切であるが，6科目を1科目に集約することは総花的な内容となり，好ましくないであろう。基本方針を策定することが重要である。

⑥ 平成元年改訂

「流通経済，商業経済，経営，国際経済，商業法規，簿記，会計，工業簿記，税務会計，文書処理，計算事務，情報処理，プログラミング，情報管理，経営情報，マーケティング，商業デザイン，英語実務，総合実践，課題研究」

ここでは，総合実践はそのまま存続し，貿易英語が「英語実務」に統合・変更されている。これでは一般の英語との区別が困難であり，内容を的確に表現する科目名称でないため，好ましくないであろう。

⑦ 平成11年改訂

「ビジネス基礎、国際ビジネス、経済活動と法、簿記、会計、原価計算、会計実務、文書デザイン、商業技術、情報処理、プログラミング、ビジネス情報、マーケティング、商品と流通、英語実務、総合実践、課題研究」

ここでは、英語実務と、総合実践は従来通りであり、従来の商業経済、経営、国際経済の3科目を統合し「国際ビジネス」という名称になっている。一般に「国際ビジネス」という名称からは、輸出入貿易をはじめ、海外投資、国際マーケティング、多国籍企業のグローバル経営等の内容が連想されるが、ここでは従来の科目を引き継いでいるという前提から、主として国内を対象にする商業経済や経営という科目を「国際ビジネス」という名称で統合することはかなり無理があるように感じられる。

⑧ 中教審1月答申

新旧を比較対照する表は次の通り（下線は科目統廃合による名称変更）。

平成11年改訂（17科目）	中教審1月答申（20科目）
ビジネス基礎	ビジネス基礎
国際ビジネス	<u>ビジネス経済Ⅱ</u>
経済活動と法	経済活動と法
簿記	簿記
会計	<u>財務会計Ⅰ</u>
原価計算	原価計算
会計実務	<u>財務会計Ⅱ</u>
文書デザイン	<u>電子商取引</u>
商業技術	
情報処理	情報処理
プログラミング	プログラミング
ビジネス情報	ビジネス情報
マーケティング	マーケティング
商品と流通	広告と販売促進
英語実務	<u>ビジネス・コミュニケーション</u>
総合実践	総合実践
課題研究	課題研究
	商品開発（新設）
	ビジネス経済Ⅰ（新設）
	管理会計（新設）
	ビジネス情報管理（新設）

今回は「貿易実務」関連については、従来と同様に「総合実践」の中で取り扱われることになっている。また「商業英語」関連については、従来の「英語実務」から新しい名称である「ビジネス・コミュニケーション」とされる。これら科目につき、以下、高等学校における商業教育、国際経済分野における教育目標、という観点から論じていきたい。⁴²

2. 高等学校における商業教育の目標

「中教審1月答申」によると、専門高校における職業教育に関する改善の基本方針として、次の理念が掲げられている。⁴³

今後も経済社会の様々な情勢の変化に対応し、職業人として必要とされる力を身につけた人材育成とともに、地域や産業社会の発展に貢献するため引き続き重要な役割を果すことが求められている。このため、各教科・科目については、その課題や教育基本法における職業に関する規定を踏まえた上で、将来の専門家育成という観点から専門分野の基礎・基本的知識、技術・技能を習得し、職業人としての規範意識や倫理観を醸成する教育が重要である、という。また教科横断的な次の三つ改善理念がある。⁴⁷

① 将来の専門家育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、その知

42 2008年9月30日時点において、「高等学校学習指導要領解説 商業編」はまだ公示されていないため、「中教審1月答申」および、文部科学省編『高等学校学習指導要領解説 商業編（平成17年10月一部補訂）』（実教出版、2006年）に基づき以下論ずる。

43 「中教審1月答申」114-115頁に基づき、筆者が要約した。

44 具体的には、「農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉」で構成されている。各教科の科目は、原則、学校教育法施行規則別表で定められる（同書115頁脚注1）。また1994年から設置された普通科、専門学科と並ぶ第3の学科として「総合学科」が年々増加しており、1994年度の7校から、2004年度には248校まで急増している。また単位制高校についても、1988年に定時制・通信制の特別形態として導入、1993年から全日制に拡大され、1996年の129校から、2004年には591校にまでなっている（清水一彦編集代表『最新教育データブック（第11版）』48頁（時事通信社、2006年））

45 ここでは、「経済のグローバル化や国際競争の激化、規制緩和に伴う産業構造の変化、技術革新・国際化・情報化等に伴う産業社会の高度化、就業形態の多様化などにみられる就業構造の変化等により（中略）専門高校の生徒に求める資質・能力は変化してきている」（「中教審1月答申」115頁脚注2）ことを理解・認識した教育をいう。

46 教育基本法第2条（教育の目標）「職業との関連を重視する事」；学校教育法第51条（高等学校の目標）「豊かな人間性、専門的知識・技術及び技能の習得…」等がある（「中教審1月答申」115頁脚注3）。

47 「中教審1月答申」115-116頁。

識・技術・技能の定着を図ると共に、体験学習を通じて実践力を育成。

- ② 地域産業・社会との連携・交流を通じた実践教育，外部人材を活用し実践力，コミュニケーション能力を育成し，地域産業・社会への貢献・意識を深めさせる。
- ③ 人間性豊かな職業人という観点から，生命・自然・ものを大切にする心，規範意識，倫理観等を育成する。

これら職業教育の理念を踏まえ，商業教育においては具体的に次のことが掲げられている。⁴⁸

- ① 経済のサービス化・グローバル化，ICTの急速な進展，知識基盤社会の到来に対応し，ビジネス諸活動を主体的・合理的に行う実践力，遵法精神，企業家精神ある創造性豊かな人材育成を目指す。
- ② 生徒の進路指導の多様化に対応する観点から，将来の職業を見通し学び続ける力を育成するという趣旨を明確にする。⁵⁰

これら商業科の理念から，具体的な教科科目が導き出されているのが，前掲の20科目である。それでは次に，具体的に貿易関連科目についてみていきたい。

3. 「ビジネス・コミュニケーション」科目および関連科目の検討⁵¹

中教審1月答申では，平成11年度の「英語実務」と「商業技術」の2科目

48 同書118-119頁。

49 Information and Communication Technology 情報通信関連技術の総称（日経パソコン編『日経パソコン用語事典2007』200頁（日経BP社，2006年）。「情報の生産・加工・蓄積・流通・供給する業及びこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業」（電気通信審議会答申，昭和59年11月）。ICTは高度情報通信社会において中心的役割を果たす情報通信インフラである，という（北川高嗣他編『情報学辞典』4頁（弘文堂，2002年））。

50 職業学科の卒業生進路について，大学等への進学率は，平成8年度の12.2%から平成19年度19.8%，就職率はそれぞれ58.2%から48.9%となっている（「中教審1月答申」116頁脚注1）。また2007年度の大学進学率は普通科61.9%，商業科25.9%，就職率は普通科9.6%，商業科44.2%とされる（文部科学省「平成20年度学校基本調査速報」の「高等学校の学科別進路別卒業生数」（http://www.mext.go.jp/b_emi/toukei/001/08072901/index.htm）による。大学全入時代を迎え大学教育との連携，関係，役割分担を明確にするためにも，高等学校における商業教育の理念形成がより一層重要になると思われる。

51 「貿易英語」の学習指導案について，文部省初等中等教育局・職業教育課長・中村賢二郎監修『体系高等学校商業教育事典』309-322頁（多賀出版，1981年）が詳しく，これをベースに現代的に発展させることが望ましい。

を、オフィスにおける、または外国人とのコミュニケーションに関する知識と技術に重点を置いた「ビジネス・コミュニケーション」へ整理統合するという。⁵²平成11年の「英語実務」の内容を前提に今回の新科目を想定すると、海外訪問、出張、交通機関の利用法から電話・対面の交渉、商談、契約の締結までとかなり幅広い。さらに病院利用や地域参加等まで含めると、商業科目と普通英語科目との境界が曖昧になり、これに「商業技術」を整理統合して1科目とする、という方針は理解し難い。元来「商業技術」は流通ビジネス分野の科目であり、その内容は珠算・暗算、商業文書の作成・受発信、商業デザインの三つから構成されている。⁵³その内容および昭和22年以降の科目変遷の経緯から、国内商業の技能実務・実践科目と位置づけられている。⁵⁴それら科目の整理統合は、本質的にトレードオフの関係にある学習範囲と質的充実度が、対象範囲が拡大するにつれ反比例的に質的深化は期待できず、結果として専門教育科目でなくなる傾向にある。

その他新設科目として「ビジネス経済Ⅰ」では、経済理論としてミクロ・マクロ経済学の基礎的知識を習得させ、サービス経済社会において主体的対応能力・態度の育成を目標にする、という。⁵⁵またこの科目を履修した後に、「ビジネス経済Ⅱ」を履修すべきである、という。⁵⁶この「ビジネス経済Ⅱ」は、平成11年の「国際ビジネス」を、サービス経済に関する基礎知識・技術に重点を置くという意図から、名称変更するという。⁵⁷

4. 考察および提言

「ビジネス・コミュニケーション」という科目名称は、地球規模での商取引の増大およびコンピュータ網の急速な普及、という現実に適ったものであ

52 「中教審1月答申」118頁。

53 文部科学省編、前掲注42、45-50頁。

54 例えば「商業一般」、「事務機械」、「珠算実務」、「速記」、「商品」の

55 「中教審1月答申」118頁。

56 同書119頁。

57 同書118-119頁。

ろう。しかしその内容を具体的に検討すると、年間授業数の制限下においてどの程度教育効果があるのか疑問がある。私見として以下の通り、具体案を提言したい。

- ① 「ビジネス・コミュニケーション」の定義および教育範囲・目的を明確にする。

科目名称通りビジネスに限定し、旅行や生活、文化や宗教等に関するものは排除する。また当該科目は、「英語実務」を統合したものであり、さらにその源流を辿ると「貿易英語、商業英語」という語学的側面を継承しているため、ビジネスで利用される英語に限定し、その基礎知識と技術の定着を目標とすべきである。

- ② ビジネスにおけるコミュニケーション主体は本質的に文書であり、読み書き能力を中心に、応用として会話を導入する構成にする。

「コミュニケーション」から会話が連想されやすいが、ビジネスにおけるそれは、物理的距離や時間を超越しコストはほぼ零の手段であるインターネットによる情報検索と電子メールにある、と筆者は考えている。従来であれば、手紙の作成・郵送に時間を含めたコスト、国際電話では時差を考慮して直接会話をすることが必要であったが、ネット社会の実現により、24時間いつでも情報検索が可能であり、電子メールは自己の都合に合わせて編集・作成し、送受信できる。また記録に残り、編集・整理・保存も容易、瞬時に相手方へ到達し、コストがほぼ零である。文書だけでなく画像・映像を添付することも可能である。また後日トラブルの際には記録に基づき検証が容易であり、一定の証拠能力がある。⁵⁸ こうした利点から、現実のビジネスのコミュニケーションは国内・国際問わず圧倒的に電子メールが利用されている。ビジネスのグローバル化時代においては相対的にみると、むしろ「会話」は「読み書き」よりもコストがかかり、コミュニケーションギャップや誤解による

58 アメリカ統一商法典では、5,000米ドル以上の取引は書面でなされなければ法律で保護されない (UCC § 2-201条)。

リスクも高くなる、という現実を認識すべきであろう。

高等学校商業教育における国際経済分野の目指す学力観として、「国際交流能力」があげられ、これは「語学力とともに、ビジネスに必要な経済、経営、法規等に関する基礎的な知識を身に付け、国際ビジネスで議論し、行動するための基礎的な能力である」とされる。⁵⁹これは単なる流通面の国際化に対応する知識・技術だけでなく、ビジネスの諸活動を通して人を大切にするコミュニケーション能力、世界各国の文化・習慣・歴史・伝統などを大切にする態度や実践力、行動力を身につけることが期待されている、という。⁶⁰

こうした理念を実現するためには、ビジネスの分野においては、会話がグローバル化に比例して増加するため重要ではあるが、ビジネスの現実からすると、会話以上に、メールで頻繁に送受信される英文のビジネス文書を正確に読み、非英語圏の相手にも誤解されないよう平易かつ明確な英語で書く、という文書作成能力の方が遙かに重要である。またグローバル化ではビジネスの手段として英語の利用が拡大しており、非英語圏のビジネスパーソン同士が英語でコミュニケーションし、英語の契約書を作成することも通常のことであり、会話より誤解されない英語を読み書きする方がより重要である。例えば次の英文を参考に、下線部に注意しながら考えてみたい。

例文1. We are ready to give you a special discount of 5% if you order for more than US \$ 10,000. 貴社が1万米ドルを超える注文をしていただきましたら、5%の特別割引をいたします。

これは基礎レベルの英語であるが、下線部“more than”を正確に理解していないと割引を受けることはできない。1万米ドルで割引を受けることはできず、1万米ドル以上を意味するのであれば、“for US \$ 10,000 or more”としなければならない。その他ビジネス英語は高校の基礎英語のみでほとんど構成されているが、ビジネス文脈における文法や語法を正確に理

59 吉野弘一『商業科教育法—21世紀のビジネス教育』97頁（実教出版、2002年）。

60 日本商業教育学会編『教職必携 最新商業科教育法』61頁（実教出版、2006年）。

解し表現できないと、恥をかくどころではなく、トラブルの原因を引き起こし、さらには莫大な損害賠償を請求される事態になりかない。⁶¹

文化宗教等がまったく異なる当事者との交渉で最後の砦となるのは文書であり、英文の正確な読解と誤解が生じない平易かつ明確な文書作成が最も重要であり、その認識においては、ビジネス英語の読み書き能力を中心としてその知識・技術を養成する教育が望まれる。

③ 英文の読解作成の前提条件として、貿易取引の基礎知識が不可欠である。

話し言葉・言語それ自体は音声であり、それを指し示す物事の意味内容が相手に伝わり理解されないと無意味である。⁶² 例えば次の英文では、

例文 2. We have drawn a draft on you at 30 d/s.

弊社は貴社に一覽後30日払いの為替手形を振り出しました。

例文 3. We have asked our bank to open an irrevocable L/C in your favor.

弊社は取引銀行に、貴社を受益者とする取消不能信用状を開設するよう依頼いたしました。

以上の英文における「為替手形」「信用状」「受益者」の意味内容を知らなければ理解不能であり、貿易取引における荷為替手形決済の仕組みを知らなければ理解できない。そうした基礎知識を習得した上で、応用としてビジネス会話を取り入れると学習効果はさらに高くなるであろう。

61 具体的かつ啓発されるものとして、長谷川俊明「国際法務と英語」国際商事法務第36巻8号（通巻554巻）1055-1057頁等の論文記事は国際法務弁護士の経験からの教訓を導いており、興味深い。

62 言語学習得理論学者 Krashen によると、語学力を伸ばすために最も効果的な方法は、意味を理解しながら外国語をインプットすることであり、意味を理解しながら聞くことと読むこと（indirect approach）の手段によってのみ習得できる、と主張している（Stephen D. Krashen, *The Input Hypothesis: Issues and Implications* 92 (Longman, 1985)）。

IV. おわりに

1990年代初頭の世界的な共産主義体制の崩壊により東西の人材・物資・サービスの国際的交流が急増し、同時に情報技術の向上・それら情報網の構築という国際ビジネスの飛躍的向上が可能となる環境が出現した。グローバル取引が飛躍的に増進する要因がうまく重なりあうことにより、ビジネスの本質である「優れた商品・サービスは金銭を媒介に取引される」という効率性が、政治体制、宗教、価値観、文化等を超越し、グローバルに拡大している。そういう意味でビジネスには普遍性が存在する。

そうしたグローバル化を前提に、本稿では、学習指導要領商業編の科目についての考察を試みた。中教審1月答申はそうしたグローバル化の傾向を敏感かつ的確に捉えていると感じられる。しかしその教育課程の全体的な整合性、また各科目の内容についてはまだ不十分のように感じられる。筆者からの提言として以下、最後に述べていきたい。

第1に、実践重視という傾向から、体験学習等を取り入れることは好ましいが、学校教育では限度があるため、むしろ経験だけでは伝えられにくい事柄を数値化して明確に確認すること、理論的支柱を立てることを重視すべきであろう。変化の激しい現代のような時にこそ、普遍的事項を知識・理論として体系的・集中的に学習する学校教育制度の役割が期待されているように思われる。人間は実務という個別具体的な事柄についても、理論的抽象性という支柱を求める性質を本質的に有していると考えからである。

第2に、コミュニケーションの解釈として会話重視の傾向に危惧する。特にビジネスにおけるコミュニケーションの大半は「読み書き」であり、特に情報検索や文書の読解・作成・編集などによる電子メールが中心である。会話は両当事者が現在進行形で同時並行しなければならず、時差や誤解等の膨大なコストがかかり効率的でない。ビジネスでは時間・時差や物理的距離を超越した環境においては、「文書」が基本であり、補完として「会話」が必

要となる。文書の読み書きの基礎を習得した上で、ビジネス会話等を導入すると理解が深まるであろう。⁶³ 学校教育制度においては、読み書きを体系的・集中的に教育するのに適しているという認識が重要である。

第3に、高等学校の教育課程という認識が重要である。中教審1月答申の新設科目「ビジネス経済Ⅰ」では、ミクロ・マクロ経済学の初歩を学ぶという。果たして高等学校で学ぶ必要があるのか疑問である。また逆に「商品と流通」が名称変更により「広告と販売促進」になるという。商業の根幹は流通であり、モノ、ヒト、カネ、知識の円滑な流通にある。高等学校で不十分な基礎の上に応用の導入は、主客転倒のきらいがある。応用は流行に影響されるため時代が変革すると影響を受けやすいが、基礎・基本は普遍性があるため、変化に柔軟に対応できるであろう。高等学校の教育課程は学校基本法にあるように、基礎・基本科目の習得を徹底する教育課程の編成が重要である。あくまで現場での即戦力養成という観点からの実務教育に徹するべきであり、就職後に管理職への昇進、深く学びたい生徒は大学へ進学することが適切であると考えからである。

高等学校における商業教育の役割は、今後の少子高齢化、大学全入時代、大学院重点化政策、生涯学習の高まり等、社会の変化に応じて柔軟に対応可能な盤石な基礎学力の構築であることを再認識し、そのカリキュラム体系については、今後もその役割・意義の観点から常に考察を深めていきたい。

63 例えば、存命中の学者や有名人と直接会話できることは極めて困難であり、さらに故人であれば不可能である。しかし書物等の媒体により時間や距離を超越してその思想や主義の伝達（コミュニケーション）は幅広い範囲で可能である。